

令和 2 年度

社会福祉法人大治町社会福祉協議会

事業計画書

目次

□	基本理念・基本方針・重点取組	1 頁
□	各事業の取組	2～10 頁
◎	総務部	2 頁
◎	地域福祉部	3 頁
◎	児童福祉部	6 頁
◎	障害福祉部	7 頁
◎	福祉サービス利用支援部	9 頁
◎	介護福祉部	9 頁

基本理念

私たちは、誰もが笑顔になれる「まち」を目指して事業に取り組みます。

基本方針

国では、「地域共生社会^{※1}」の実現に向け、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を目指し、地域における包括的な相談支援体制の整備等の計画、生活困窮者自立支援事業等での多様な協働事業の実施など、地域における連携・協働体制づくりに取り組み、学習支援や居住支援事業の強化についても取組をすすめることとしております。

また、社会福祉法人制度改革によりガバナンスの強化や、地域における公益的な取組等に確実に取り組むための働きかけを継続し、適正な法人運営につなげるよう推奨しています。

大治町は、人口32,290人、高齢化率21.1%、[愛知県平均24.7%^{※2}]、出生率9.1 [愛知県平均8.4^{※3}]と、県下でも“若い町”ではありますが、単子制も会の解散、福祉関係団体の高齢化等の課題が顕著になっております。

社会福祉協議会として、今起こっている地域の福祉課題を正確に把握しさまざまな形で協議してまいります。

一方、国がかかげる働き方改革に対しては、法人組織として取り組み使命を果たせるように制度移行してまいります。

また、指定管理事業として、総合福祉センター希望の家及び放課後児童クラブの指定更新を受け新たに令和6年度まで建物維持管理はもちろん、拠点としての役割を充実させてまいります。

このような状況を踏まえ、本会では役職員一丸となり、行政はもとより、地域住民をはじめ、社会福祉法人や福祉施設等、ボランティア、関係機関・団体との連携や協働をより密にし、地域の社会資源とのネットワークを生かし、誰もが笑顔になれる心安らかに暮らせるよう、各事業を展開してまいります。

※1：地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』より引用]

※2：愛知県ホームページ愛知県人口動向調査結果月報より引用

※3：愛知県ホームページ愛知県人口動態統計より引用

重点取組

1. 指定管理の適正な管理運営

令和2年度から令和6年度までの5年間、「大治町総合福祉センター希望の家」及び「放課後児童クラブ（南部、東部、西部）」の指定管理を受託し、適正な運営及び目的達成のために取り組んでまいります。

2. 人材の育成と働き方改革の継続的な推進

質の高い福祉サービスの提供に不可欠な人材の確保、育成、定着を図るため、働き方改革への継続的な取り組みや労働環境のリスク管理、労働安全衛生の取り組みを推進し、職員が意欲と能力に応じて、多様な働き方が選択できるよう体制整備に努めます。

3. 地域協働事業の展開

有事の際に効果を発揮するため、福祉関係法人や地域のさまざまな団体や個人と日常の連携や協働を密に行い横断的に関係性の構築を目指します。近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、発災時に本会がその役割を遂行することができるよう平時から体制整備を進めます。

各事業の取組

◎ 総務部

〈目標〉

人材の育成、組織の活性化、財政基盤の強化と、新たな財源の確保にむけて取り組みます。

〈重点取組〉

- ・人事評価制度の確立、人材育成や組織機構のあり方について取り組みます。
- ・改正社会福祉法を受け、組織統制の適正化、法人組織の透明性の向上、法令遵守の徹底等、町内社会福祉法人の規範となるよう努めます。

① 法人運営事業

理事会及び評議員会等を適正に開催します。

理事長（会長）職務の報告や法人としての意思決定の協議や経緯及び組織体制と財務運営のあり方について検討します。

② 会員入会促進事業

地域福祉推進の理解・協力を得るため、町内に出て個人及び法人会員の加入促進を図ります。

③ 福祉講演会事業（独自事業）

地域住民を対象に、地域福祉の普及啓発を図るために地域のニーズに基づいた講演会を企画します。

④ 安全衛生事業

安全衛生委員会を設置し、産業医の指示により計画的に職員の業務遂行上発生する恐れのある災害・疾病の防止や健康管理に努めます。

⑤ 苦情解決事業

福祉サービスの利用者が、より快適なサービスを受けられるようにするため、第三者委員を選任し、利用者等からの苦情の適切な解決に努めます。

⑥ 実習受入事業（独自事業）

教員や学生などの福祉現場実習の受入をします。

⑦ 大治町総合福祉センター「希望の家」指定管理運営事業（受託事業）

・地域福祉センター運営事業

令和2年4月から令和7年3月までを指定管理として受け、町民の福祉ニーズに対応するために福祉に関する情報を発信し、社会福祉協議会が持つ地域の様ざまな社会福祉資源とネットワークを活かし、地域福祉センターが地域に開かれた福祉活動の拠点となるよう運営します。

・ティーラウンジ運営事業

利用者のニーズに沿った喫茶業務を行います。

⑧ 広報調査研究事業（独自事業）

本会事業の取組や地域福祉を推進する事業・活動の紹介、普及啓発を目的にタウン誌編集ボランティアの協力を得て「タウン大治」の発行を行います。また、ホームページや Facebook などを活用した情報発信を行います。

◎ 地域福祉部

〈目標〉

地域住民を対象に、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目的とした地域福祉事業を実施します。

〈重点取組〉

- ・ひとり暮らし高齢者の生活を支援します。

- ・ボランティアの支援体制の強化に努めます。
- ・地域における福祉教育を推進します。
- ・住民同士が支え合う地域をめざして取り組みます。
- ・住民の困りごとの把握に努めます。
- ・地域福祉推進活動のために必要な財源を確保します。

① 福祉活動専門員事業（補助事業）

福祉活動専門員は、民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報・指導その他の実践活動の推進に従事します。

② 敬老会事業（補助事業）

9月第3日曜日に、町と共催し70歳以上の高齢者の長寿を祝うために「敬老会」を開催します。[9月20日開催予定]

③ 福祉まつり事業

11月第2日曜日に、町・商工会と共催する「ふれあいフェスティバル」の一環として福祉まつりを開催します。[11月8日開催予定]

④ 福祉関係団体等助成事業

- ・各種団体への助成

福祉団体への補助金交付や運営を助成し、側面的支援をします。

※助成団体は、遺族会、子ども会連絡協議会、老人クラブ連合会、障害者福祉協会、障害児（者）を持つ親の会の5団体です。

- ・共同募金配分金により町内保育園の支援をします。

○ ひとり暮らし高齢者の生活を支援します。

⑤ 食の自立支援事業（受託事業）＜一部業務を事業者に委託＞

調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者等に、定期的に居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

⑥ ひとり暮らし老人交流会事業（受託事業）

毎月65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、参加者同士やボランティアとの交流を深めるとともに、健康保持と積極的な社会参加を図るための交流会を開催します。

○ 地域におけるボランティア支援の推進、住民同士が支え合う地域をめざして取り組みます。

⑦ ボランティアセンター運営事業（補助事業）

地域住民がボランティア活動に取り組めるよう支援します。活動の啓発や広報、ボランティア登録や紹介、斡旋をします。また、災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた訓練やマニュアルの更新などの環境整備を行います。

⑧ 福祉協力校事業

小中学校の児童生徒を対象に、福祉への理解と関心を高め思いやりや助け合う心を養うよう福祉教育の推進を図ります。

⑨ 講座開催事業（補助事業）

社会福祉の普及啓発や地域福祉の推進を目的に、あま市社会福祉協議会と共催で手話奉仕員養成講座を開催します。（全40回 5月～2月）

⑩ ボランティアグループ支援事業

ボランティア登録団体にボランティアルームの貸出やコピー機の使用、また補助金を交付^{*}するなど、その活動を支援します。

^{*}補助団体としては、手話サークルかたつむり、おもちゃ図書館ゆめあゆみの2団体です。

⑪ 地域福祉サービスセンター事業（補助事業）

必用なときに福祉サービス等を受けることができるよう相談に応じ、関係機関と連携してサービスの利用につなげます。

また、総合福祉センターを利用した多世代交流行事を検討します。

○ 地域福祉の推進活動のために必要な財源を確保します。

⑫ 募金推進協力事業

愛知県共同募金会が実施する赤い羽根共同募金運動の推進に協力します。

⑬ 歳末たすけあい運動

12月1日から31日まで実施される赤い羽根共同募金の一環として実施される歳末たすけあい運動に協力します。

◎ 児童福祉部

〈目標〉

大治町の子どもが健やかに成長できるよう、子どもとその保護者を支援します。

〈重点取組〉

- ・子どもに関わる1つの機関として切れ目なく支援ができるよう連携を図ります。
- ・発達がゆるやかな児童とその保護者に対し、きめ細やかな支援を実施します。

① 児童センター事業（受託事業）

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に健全育成・体力増強や子ども会の地域組織活動の支援をします。

② 地域子育て支援拠点事業「はるっこ」（受託事業）

乳幼児とその保護者を対象に、子育て支援を目的とした交流や相談の場を提供します。

③ 利用者支援事業（基本型）（受託事業）

子ども及びその保護者が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行います。

④ 放課後児童健全育成事業「大治町放課後児童クラブ」の指定管理運営事業（受託事業）

小学生の健全な育成を図るため、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供します。令和2年度から令和6年度までの5年間、指定管理として、東部・西部・南部の3児童クラブを運営します。

⑤ 親子通園療育事業「かがやき園」（受託事業）

小学校に入学するまでの、心身の発達の遅れまたは、その疑いのある幼児とその保護者を対象に、健全な育成を図るために療育を行います。

◎ 障害福祉部

〈目標〉

障がい者などが在宅で自立や充実した生活を送れるように福祉サービスを提供します。事業の円滑な推進のための効率化を図り、効果的なサービスの提供を目指します。

〈重点取組〉

- ・福祉作業所さつきの家において、就労継続支援B型事業及び生活介護事業を実施しサービスの向上を図ります。
- ・障害相談支援事業所において、障害相談の地域拠点としての役割を担えるようサービスの質の向上を図ります。
- ・昨年度改変した新たな組織の枠組みで障がい者の支援を多面から重層的に行うよう内部調整機能の強化を進めます。

① 福祉作業所さつきの家

大治町のみならず、近隣市町（あま市、名古屋市の中川区や中村区、蟹江町等）からも広く利用者を募集、送迎サービスも提供し事業の安定を図ります。

- ・福祉作業所さつきの家（就労継続支援B型事業）（独自事業）
身体障がい及び知的障がいの方を対象に、就労・生産活動の機会の提供、及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な支援をします。
- ・福祉作業所さつきの家（生活介護事業）（独自事業）
身体障がい及び知的障がいの方を対象に、主に日常生活の訓練、QOL^{*}の向上を図り、レクリエーションや生産活動など個々の特性に応じた支援をします。

^{*}QOL：（クオリティオブライフの略）「生活の質」と訳されるもので、物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

② 「おおはる」指定障害相談支援事業所（受託事業）

障がいのある方の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援をします。

- ・特定相談支援事業／障害児相談支援事業
障がい者および障がい児を対象にサービス等利用計画の作成、計画に基づく継続的な支援を行います。
- ・委託相談支援事業
障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障害サービスの利用支援などを行います。
- ・海部東部障害者総合支援協議会
あま市と合同で地域の障害福祉課題について協議し解決に取り組みます。

○ 住民の困りごとに対応します。

③ 心配ごと相談所事業

相談員を民生委員・児童委員及び弁護士、並びに司法書士に委嘱し、地域住民の日常生活上の相談に応じます。

○ 生活に困窮している方への資金貸付や食料の支援を行います。

④ 生活福祉資金貸付事業（受託事業）

愛知県社会福祉協議会が実施主体として、市町村社会福祉協議会が窓口となり低所得者、高齢者、障害者等の世帯に対し必要な生活資金を貸し付けます。

⑤ 町くらし資金貸付事業（独自事業）

生活の不安定な低所得者に対し、日々の暮らしの維持のための資金を貸し付け、その生活を保全し経済的自立を助長します。

生活困窮者の現状を鑑みて、新たな枠組みを協議し総合的な支援事業の創設を目指します。

⑥ 生活援助事業（独自事業）

・行路病者食料支援事業

生活に困窮している方に対し、民生委員児童委員協議会（以下、民児協）より提供された資金で食料を購入し支給します。NPO法人セカンドハーベストと提携し食糧支援を行います。

・行路病者貸付事業

生活に困窮している方に対し、公共交通機関の料金程度分を貸し付けます。

・クローバー基金給付事業（預託事業）

生活に困窮している方に対し、緊急一時的に基金を活用し給付します。

※クローバー基金：生活困窮者の救済を目的に、民児協の寄付金を基に創設されました。

◎ 福祉サービス利用支援部

〈目標〉

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。

〈重点取組〉

- ・地域包括ケアシステム、共生型社会の実現に向け、他職種協働や生活支援サービス体制の整備を進めます。
- ・認知症施策の推進業務として、認知症初期集中支援チームや医療との連携による本人及び家族支援を進めます。

○ 地域包括支援センター事業【公益事業】（受託事業）

総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、指定介護予防支援業務などを実施します。また在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援サービスの体制の整備事業も合わせて実施します。

◎ 介護福祉部

〈目標〉

高齢者や障がい者などが可能な限り、在宅で生活を送れるように福祉サービスを提供します。経営状態の安定を図り、効果的なサービスの提供を目指し事業を推進します。

〈重点取組〉

- ・人材の確保と育成について、外部研修への参加や社内研修を実施します。
- ・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所が一体となり、利用者の希望に沿った最適で有効なサービスを提供します。

① 「おおはる」指定居宅介護支援事業所（独自事業・受託事業）

- ・居宅介護支援事業（独自事業・受託事業）

要介護認定者に対しケアマネジメントを実施します。経営安定化を図るため特定事業所加算取得に向けた検討をします。また、地域包括支援センターより依頼のあった介護予防ケアマネジメントを行います。

- ・訪問調査事業（受託事業）

海部東部消防組合や自治体から依頼のあった要介護認定調査を行います。

- ② ホームヘルパーステーション「おおはる」事業（独自事業・受託事業）
- ・介護保険事業（独自事業）
介護保険法に基づいて、要介護認定者に対し、訪問介護を行います。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（独自事業）
介護認定で要支援に認定された方、及び基本チェックリストによりサービス事業対象者と認定された方に対し、生活支援サービスを行います。
 - ・障害関係事業（独自事業）
障害者総合支援法に基づき、居宅介護・同行援護・地域生活支援事業を行います。
 - ・入所者等で一時帰宅する方へのヘルプサービス事業（独自事業）
入院または入所者が一時帰宅する場合にサービスを提供します。
 - ・産後ホームヘルパー派遣事業（受託事業）
出産後間もない母親の体調不良などで家事が困難な家庭に、退院後1ヶ月に10日以内を目途に家事援助サービスを提供します。
 - ・養育支援訪問事業（受託事業）
養育が必要な家庭に対し、養育に関する相談や援助をします。
- ③ 大治町デイサービスセンター事業（独自事業・受託事業）
- ・介護保険事業（独自事業）
要介護認定者に対し、通所介護サービスを提供します。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（独自事業）
要支援認定者・チェックリスト該当者に対し、通所介護相当サービス・ミニデイ型サービスを提供します。
 - ・身体障害者デイサービス事業（受託事業）
身体障がい者の自立の促進、生活の改善、社会交流、身体機能の維持向上を図るために送迎・入浴・食事などのサービスを提供します。

○認知症や障がいのある方の権利を擁護します。

- ④ 福祉サービス利用援助事業（受託事業）
- 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなくても地域で生活できるよう、福祉サービス利用の援助や金銭等の管理をします。